

令和8年度 給与支払報告書の作成時の注意点

提出期限 令和8年2月2日(月)

Ⓐ 住所・氏名・個人番号(マイナンバー)

- 令和8年1月1日現在の住所を番地まで、またアパートなどの場合にはその名称、部屋番号などを確認の上、記入してください。中途退職者については、退職時の住所を記入してください。
- 個人番号(マイナンバー)も必ず記入してください。
- 令和8年1月1日現在の住民票上の氏名を記入してください。フリガナも必ず「カタカナ」にて記入してください。
- 生年月日も必ず記入してください。

Ⓑ 給与所得控除後の金額(調整控除後)

給与収入から計算した給与所得控除後の金額を記入してください(給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました)。なお、「所得金額調整控除額」(G欄)の適用がある場合には、給与所得控除後の金額から所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記載してください。

Ⓒ 特定親族特別控除額

- 生計を一にする19歳以上23歳未満のうち、合計所得金額が58万超123万以下の特定親族がいる場合はその人数を記入してください。
- 特定親族特別控除の額を記入してください。
- また、該当の方の氏名欄の「区分」に「10」~「91」と記入してください。

特定親族 特別控除額	区分		合計所得金額
	特定親族が 居住者	特定親族が 非居住者	
63万円	10	11	58万円超 85万円以下
61万円	20	21	85万円超 90万円以下
51万円	30	31	90万円超 95万円以下
41万円	40	41	95万円超 100万円以下
31万円	50	51	100万円超 105万円以下
21万円	60	61	105万円超 110万円以下
11万円	70	71	110万円超 115万円以下
6万円	80	81	115万円超 120万円以下
3万円	90	91	120万円超 123万円以下

Ⓓ 非居住者である親族の数

- 非居住者である親族の方を扶養している場合は、その人数を記入してください。
- また、該当の方の氏名欄の「区分」に「01」~「04」と記入してください。

区分01	30歳未満または70歳以上の非居住者						
区分02	30歳以上70歳未満の非居住者で留学生						
区分03	30歳以上70歳未満の非居住者で障害者						
区分04	30歳以上70歳未満の非居住者で38万円以上の送金						

Ⓔ 摘要【普通徴収の場合】

その理由記号(普通徴収仕切り紙に記載のa~dのいずれか)を記入し、徴収区分ごとに仕切り紙等で分けてご提出ください。

給与支払報告書 (個人別明細書)	※												※種別		※種別番号	
	支 払		※区分		受給者番号		(個人番号)		A-②		A-③					
	支 払 を受ける 者	住 所	A-①													
	種 別		支 払 金 額		給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額							
			内 円		B		内 円		内 円							
	(源泉)控除対象配偶者の有無等	老人	控除の額		控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数				
			特 定	老 人	その 他	特 親	特 別	その 他								
有	従 有	円	人	従 人	内	人	従 人	人	人	人	人					
C-②		内 円		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額						
(摘要) E																
生命保険料の内訳																
新生命保険料の金額		円	旧生命保険料の金額	円	介護医療保険料の金額	円	新個人年金保険料の金額	円	旧個人年金保険料の金額	円						
住宅借入金等特別控除の額の内訳			居住開始年月日(1回目)	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住宅借入金等年末残高(1回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)							
(源泉・特別控除対象配偶者)		H	円	居住開始年月日(2回目)	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)								
氏名			区分		配偶者の合計所得		国民年金保険料等の金額	円	旧長期損害保険料の金額	円						
個人番号							F	円	所得金額調整控除額	G						
1		(フリガナ)	区分		(フリガナ)	区分	(フリガナ)	区分	5人目以降の扶養親族等の個人番号							
2		氏名			個人番号		氏名									
3		個人番号	区分		(フリガナ)	区分	個人番号	区分								
4		氏名			氏名	区分	個人番号	区分	5人目以降の扶養親族等の個人番号							
未 成 年 者		外 国 人	死 亡 退 職 者	災 害 損 傷 者	乙 案 別	本人が障害者	寡 妻	ひ と り 婦	勤 労 学 生	中途就・退職	受給者生年月日					
										A-④	年 月 日					
支 払 者		(右詰で記載してください。)														
		(電話)														
氏名又は名称																

〒507-8787 多治見市音羽町1丁目233番地

多治見市役所 駅北庁舎 税務課市民税グループ

TEL (0572) 22-1111 (代表) (内線 2263・2264・2265)

Ⓕ 基礎控除の額

「給与所得者の基礎控除申告書」に基づき求められた基礎控除の額を記載してください。

「所得控除の額の合計額」欄には、基礎控除を含めて計算した金額を記載する必要がありますのでご注意ください。

合計所得金額の見積額	基礎控除の額
132万円以下	95万円
132万円超 336万円以下	88万円
336万円超 489万円以下	68万円
489万円超 655万円以下	63万円
655万円超 2350万円以下	58万円

Ⓖ 所得金額調整控除額

給与収入が850万円を超える方で、本人が特別障害者に該当する方や年齢23歳未満の扶養親族を有する方等、一定の要件を満たす場合は、所得金額調整控除が適用されます。

「所得金額調整控除額」(G欄)に、算出された所得金額調整控除額を記載してください。また、必要に応じて「(摘要)」欄に記載していただく事項があります。
※所得金額調整控除額は、所得控除ではありません。所得金額調整控除額の金額は「所得控除の額の合計額」に含めないでください。

Ⓗ 住宅借入金等特別控除区分

住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税の税率と、適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分に応じて記入してください(特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合を除く)。詳細は国税庁のホームページをご覧ください。

補足事項

次年度以降は「給与支払報告書の作成時の注意点」を送付しない場合があります。

- 総括表を添えてご提出ください。
- 専従者に給与を払っている場合も、専従者の「給与支払報告書」を必ずご提出ください。
- 必ず「令和8年度」の様式を使用してください。
- 詳しくは、国税庁のホームページより「令和7年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」や「令和7年分 年末調整のしかた」をご参照ください。
- 給与支払報告書は同封しておりません。総務省のホームページで入手願います。